

調達要求番号：

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書            |  |                         |                 |
|----------------------------|--|-------------------------|-----------------|
| 物品番号                       |  | 仕 様 書 番 号               |                 |
| 7 6 m m 発 煙 弾    M A S K E |  | G A M - Y 7 1 7 0 0 1 B |                 |
|                            |  | 防衛大臣承認                  | 令和6年    9月1 1 日 |
|                            |  | 作            成          | 令和6年    9月1 1 日 |
|                            |  | 変            更          | 令和7年1 1月    7 日 |
|                            |  | 作成部隊等名                  | 補給統制本部    弾薬部   |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の7 6 mm発煙弾 M A S K Eについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

#### 1.2.1

##### 市販品

一般市場に流通している物品でカタログなどによって明確にされているものをいう。

#### 1.2.2

##### カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

#### 1.2.3

##### Factory New

認定製造者又は公認製造者が製造し、社内検査に合格した未使用の製品をいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G W - C G - Y 7 1 0 1 0 3 陸上自衛隊火砲弾薬共通仕様書

#### b) 法令等

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）

## 2 一般的事項

一般的事項は、次による。

- この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。
- 製品は、Factory Newとする。
- トリチウムなどの放射性同位元素又は特定化学物質などが含まれている場合、“放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律”，“化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律”などに基づき、届出又は申請が必要なものは、官側と事前に協議する。

- d) 特定化学物質（ポリ塩化ビフェニル）を使用してはならない。
- e) 特定化学物質（ポリ塩化ナフタリン（以下，“PCN”という。）及びヘキサクロロベンゼン（以下，“HCB”という。）の使用は，努めて避けなければならない。

### 3 製品に関する要求

#### 3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は，表1による。

表1－品名及びカタログ製品名

| 品名                      | カタログ製品名                                                                           |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 7 6 mm発煙<br>弾 M A S K E | ドイツ連邦共和国，<br>製造者：RHEINMETALL WAFFE MUNITION GMBH<br>カタログ製品名：MASKE 76MM, ST, IR/RP |

#### 3.2 塗装

塗装は，製造者の社内規格による。

#### 3.3 外観

外観は，製造者の社内規格による。

#### 3.4 製品の表示

製造者の社内規格によるほか，発煙弾にPCN又はHCBを使用している場合は，納品書に“PCN使用品”又は“HCB使用品”と朱書し，使用部品名等及び製造者名を記入するとともに，“PCN使用品”又は“HCB使用品”の表示票を貼付する。

### 4 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

### 5 出荷条件

#### 5.1 包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

#### 5.2 包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

### 6 その他の指示

#### 6.1 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，表2による。

表2－提出書類

| 番号                                                 | 名称                           | 提出時期 | 数量 | 提出先                                    | 注記                                                                          |
|----------------------------------------------------|------------------------------|------|----|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1                                                  | 品質及び安全性を保証する資料 <sup>a)</sup> | 納入時  | 1  | 陸上自衛隊<br>補給統制本部<br>弾薬部<br>(弾薬部長<br>気付) | 製造者又は販売者が作成したものと<br>する。<br><br>なお、日本語以外の言語で記載され<br>ているものは、参考として和訳を添付<br>する。 |
| 2                                                  | 包装諸元などの資料 <sup>b)</sup>      |      |    |                                        | <b>G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1</b> の<br>7.4 による。<br><br>なお、表記は、日本語とする。          |
| 3                                                  | 納入装備品等の契約不<br>適合に関する契約条項     |      |    |                                        |                                                                             |
| 注 <sup>a)</sup> 製造者の発行する検査成績書等をもって代えてもよい。          |                              |      |    |                                        |                                                                             |
| 注 <sup>b)</sup> 品名、ロット番号、数量、製造年月、製造所名、包装要領などを記載する。 |                              |      |    |                                        |                                                                             |

## **6.2 安全データシート（SDS）**

安全データシート（SDS）は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GW-CG-Y710103の5.16による。

## **6.3 情報管理**

契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。

## **6.4 仕様書に関する疑義**

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。